

《書 評》

松尾展成著

『ザクセン封建地代償却史研究』（大学教育出版，2011年）

加 藤 房 雄
(広島大学大学院社会科学研究科)

松尾展成氏の代表的業績としては、すでに、『ザクセン農民解放史研究序論』（以下『序論』と略記，1990年），『ザクセン農民解放運動史研究』（以下『運動史』と略記，2001年），そして『日本・ザクセン文化交流史研究』（2005年）という，いずれも堅実な実証に支えられた三つの重厚な作品が，高い評価を受けて学界に定着している。上記第二作の書評を担当された山崎彰氏の的確な表現を借りるなら，松尾氏は，「日本におけるドイツ近代農村史の代表的研究者」なのである。このたび，上記の作品群に加えて新たに，永年にわたる氏の「ザクセン農民解放史研究」の到達点を示す記念碑的な新著『ザクセン封建地代償却史研究』が上梓された。わが国の経済史学会，とりわけドイツ経済史研究に対する貢献は，まことに大であると言わなければならない。わたしは，このことを，深い敬意と共感の念とともに心から慶ぶものである。以下においては，ドイツ農業史研究の一後進の眼に映じたかぎりでの若干の感想にすぎぬとは言え，それを書き記すことにより，本書公刊への祝意を読者とともに共有したいと思う。

さて，1956年4月，松田智雄氏の門下に入れ，「封建制から資本主義への移行」という一世を風靡した問題関心のもと，フリードリヒ・リュトゲの『中部ドイツ荘園制』の精読に取り組まれた著者は，次第に，リュトゲの静態的分析視角に違和感を覚え，長期的視野に立ち，15～16世紀に関する動態的分析を試みながら，さらに，対象の時期を19世紀まで拡張して，ザクセン領邦国家体制の形成・崩壊の経済史的追究を開始する。この研究は，氏が岡山大学に赴任した1964年以降も間断なく続けられたのであるが，やがて松尾氏は，「ザクセン経済史研究」をめぐるこうしたテーマをすべて「放棄」するに至る。氏の心の中で，一次史料を歴史研究の基礎に据えたいとの熱い思いが沸々とたぎってきたからである。その後，ライナー・グロスやローラント・ツァイゼらの先行研究を検討しつつ，ザクセン農民解放史に関する厳密な「具体的・数量的事実」の提示を自らに課した松尾氏は，1973年，ザクセン州立図書館とドレーズデン文書館における原資料の発掘作業に没頭する。先述の主要作品は，こうした厳密な方法的手続きを踏まえて行われた地道な研鑽によって生み出された成果である。このたびの『償却史研究』は，氏固有の問題意識を踏襲しながら，さらに，「対象をいっそう狭めて」行われている点，他に類例を見ない力作である。本書を一読した読者が，驚嘆の念とともに真っ先に気づかされることは，実証研究に向き合う氏のすぐれて厳格な態度が，先行作同様，一貫して微動だにしないどころではなく，本書において，その厳格さをいっそう強めてさえいる点であろう。

では、内容の検討に進もう。まず最初に、対象の重なる第一作『序論』と最新作との関係を整理しておく、前者は、「地代償却件数全国統計」ならびに「委託地代額全国統計」に関する厳密なテクストクリティークに基づく研究だった。だが、二系列のこの「全国統計」を、「土地制度史研究の観点から見て、決定的に重要とは言えない」と断ずる松尾氏は、さらに歩を進めて、「根本資料たる土地負担償却協定のもの」（『序論』289-290頁）を、最新作の分析の俎上に載せる。しかも、選ばれた三つの騎士領リンバッハ・プルシェンシュタイン・ヴィーデローダにおける「封建地代の償却協定」が、ことごとくすべて、「全国委員会文書の地名索引簿」を検索しながら、丹念に読み込まれていくのである。わたしは、この厳密な方法的手続きに触れただけで、対象から決して眼を離さぬ松尾氏のすさまじいばかりの一貫性に圧倒される思いを禁じえなかった。かつて、わたしは、『序論』の書評において、「ザクセン史の権化が宿ると見紛うほどの、これほどまでに実証に徹しきった基本的姿勢とその方法的立場に対して、なんらかの批判的言辞を弄する勇氣は、少なくともわたしにはない」という率直な読後感を記した。この思いは、本書を手にした今、いよいよ強まるばかりであるが、それはともかくとして、では、先述の三つの騎士領は、いったいどのような基準に従って選び出されたのであろうか。この点について、著者はすでに『序論』の末尾において、次のような明確な判断を示しておられる。すなわち、関係する償却協定が刊行済みの騎士領としては、バウル・ザイデルにより翻刻された西部ザクセンのリンバッハが、分析対象にふさわしく、また、「19世紀のザクセンにおける二つの農民運動高揚期、『九月騒乱』期と三月革命期に農民運動が高揚して、騎士領領民によって請願書が作成・提出され、かつ、その請願書が現存する騎士領」が、取り上げられてしかるべきである、と。このような対象としては、南部のプルシェンシュタインと北部のヴィーデローダの二騎士領が該当する。こうして、『償却史研究』固有の検討課題の骨格が決まる。

ここで、章立てを示しておこう。

- 第1章 ザクセンにおける封建地代償却の法規定とその実施
- 第2章 騎士領リンバッハ（西ザクセン）における封建地代の償却
- 第3章 騎士領プルシェンシュタイン（南ザクセン）における封建地代の償却
- 第4章 騎士領ヴィーデローダ（北ザクセン）における封建地代の償却
- 第5章 全国委員会文書の問題点

第1章は、最初に、本書の分析対象を、オーバーラウジッツ地方を除く「本領地域」に限定した上で、「1832年償却法」と同日公布された「地代銀行法」との一連の関連諸法の内容とその実施過程を概観する。末尾の補論においては、全国委員会委員等に関する周到な準備的考察が加えられているが、ここでは、特に印象に残った以下の二点を書き記すにとどめておこう。償却義務者と農村住民諸階層との関連を吟味した著者は、フーフエ農・園地農・小屋住農・借家人家屋小屋住農・耕地片所有者・建築用地所有者と採草地所有者を、「本書の償却協定の主たる義務者」と見なすこと、これが第一。そして、たとえ量的差異は歴然だったとしても、騎士領が領民に対する封建的義務を償却し、償却地代の支払を義務づけられた事例が見られたことを踏まえて、「複雑多岐な封建的権利・義務諸関係の償却（有償廃棄）のすべて」が「封建地代の償却」と把握され、「従来の用語法」の「変更」が行われ

ていること、これが第二。

次に、本論に当たる第2章以降の概要を瞥見しよう。まず、リンバッハについては、P. ザイデルによる三つの封建地代償却協定の翻刻が、先駆的な業績として紹介される。だが、当該の翻刻にあっては、義務者各人の償却地代額が欠落するばかりではなく、あまつさえ、全協定は全国委員会の承認を経て初めて公式文書たりうるとの規定が「償却法」に書かれているにもかかわらず、全国委員の署名と委員会の承認期日のどちらをも欠く点で、ザイデル資料は、重大な欠陥を免れない。この全うな方法的批判ののち、松尾氏は、義務者各人の種目別償却地代額、ならびに、三協定による償却一時金の種目別・集落別合計額を、三協定の原本にまで遡って算出しようとするのである。こうして、著者は、全国委員会文書第1659号以下第10677号までの合計八つの協定文書の悉皆調査に立ち向かう。読者は、まるで細密画を見るような感さえある独自の実証世界の展開に圧倒されるであろう。試みに、最初に検討される第1659号、すなわち、「ケムニッツ市近郊の騎士領リンバッハとリンバッハ村、ケーテンスドルフ村およびケンドラー村の住民との間の、1839年6月21日・1840年3月28日の賦役償却協定」に関する氏の分析の一端に触れてみよう。73～76頁の表2-2-1は、リンバッハ村のCarl Tippmannに始まり、最後のC. C. D. Drescher（ケンドラー村）にまで至る総計241名の「義務者全員の実名と不動産」を、すべて列挙する。さらに、続く78～79頁には、氏が解読した手稿史料の四頁分の写真が掲げられ、その後、Tippmannについては、「賦役4日9グロッシェン、2分の1巻の紡糸2グロッシェン、地代計11グロッシェン」というように、義務者一人一人の償却地代額が正確に計算されてゆく。本書全編を通じて行われていること、それは、気の遠くなるほど地道なこうした営為の積み重ねなのである。

このようにして、松尾氏は、リンバッハについて、全国委員会文書第1660号以下の関連文書をもことごとく解読したのち、償却一時金の合計額と償却の進行過程とを総括する。ここでは、評者の印象に強く残る四つの論点を書きとどめておこう。第一に、本騎士領には、五種目の封建地代、すなわち賦役・現物貢租・保有権移転貢租・貨幣貢租・放牧権が存在したが、前三者の種目だけで、96%という圧倒的高率を占めた。第二に、1838年から54年までの17年間にわたる償却事業によって、当該の騎士領は、合計43,073ターラーの封建地代償却一時金を獲得した。第三に、全協定合計額の7%のみが、現金支払によって償却されたにすぎず、残余の93%に達する高額は、地代銀行委託額であった。第四に、集落別合計額を調べると、リンバッハ領を構成する合計15の集落（ただし騎士領リンバッハを含む）のうち、50%のリンバッハ村を筆頭として、オーバーフローナ村（20%）、ケーテンスドルフ村（15%）、そしてミッテルフローナ村（8%）の主要な四村が、全体の93%を負担した。リンバッハ村の重要性は明らかであるが、ここでは、むしろ、当該分野の唯一の先行研究者であるザイデルの実証水準を、松尾氏が完璧に凌駕している点を確認しておくべきであろう。続く第3章では、南ザクセンの騎士領プルシェンシュタインが、そして第4章においては、北ザクセンのヴィーデローダが、リンバッハの分析と全く同一の手順を踏んで、細部に至るまで丹念に追究される。総括の仕方、第2章と同様である。評者は、ここでもまた、総計17もの全国委員会手稿文書の解読にひたすら精励する著者のSacheへのひたむきな沈潜に、頭の下がる思いを禁じえなかった。松尾氏による実証は、このように、実に精細きまわりないものであり、そこでは、他に比類のない世界が展開するのである。

そればかりではない。松尾氏の面目躍如たる真骨頂を示すのが、終章である。著者は、分析結果を総括して、次のような三つの重要論点を提示する。第一に、三騎士領における償却協定承認の時期は、概してきわめて早く、それに伴って、償却の実施も、全国平均に比べて早めに完了した。また、一時金支払による一括償還を無視することはできないが、地代銀行への委託額は70%以上を占め、リンバッハでは、93%にも達していた。第二に、種目別の集計額を見ると、三騎士領間の相異は明らかであって、一方では、賦役が圧倒的に優勢で合計額の58%に上るヴィーデローダ騎士領もあれば、他方、貨幣貢租の37%が最大で、賦役がやや小さい(35%)リンバッハのようなものも見られる。これに加えて、プルシェンシュタインの場合は、償却地代合計額の77%もの大部分について、種目別の構成が判明しないのである。そして、第三に、一時金合計額の僅少部分についてであれ、領主が封建地代の権利者ではなく、義務者だった少数の事例が間違いなく存在する。先述した「用語法変更」の必要性は、明らかである。

これらの結論的論点を確認したのち、松尾氏の批判的舌鋒は、いよいよ自らの分析結果と依拠史料そのものに向けられることになる。たとえば、騎士領プルシェンシュタインに所属していたドイッチュ・アインジードルとドイッチュ・ノイドルフの二村は、償却協定の作成準備過程に関与していた可能性が濃厚であるにもかかわらず、その償却協定は、プルシェンシュタイン関係全国委員会文書の中には見当たらない。さらには、ヴィーデローダの全国委員会文書三篇は、騎士領・所属領民間の締結済み協定のすべてを含むものでは必ずしもないとの「疑問」にも、一定の根拠がある。こうして、「全国委員会文書はすべての償却協定を網羅していないのではないか」との「疑念」が、おのずと強まらざるをえないのである。本書が対象とした三騎士領以外の騎士領の償却協定に関する別箇の調査が「なお一層必要である」(338頁)とする松尾氏は、最後に、「ザクセン封建地代償却史なる研究領域には、重大な問題がなお残されている」(350頁)と述べ、本書の叙述を終える。固有の困難を伴う解読のために全力で心血を注いだ大切な史料の「限界」を自ら静かに語って筆をおく著者、松尾展成氏の、歴史家としてまことに潔い態度に、ある種の清しさを感ぜないわけにはいかなかったのは、はたして評者一人だけであろうか。

最後に、封建地代償却協定は「さまざまな観点から分析されうる」(86頁)と著者が述べておられる点と関わって、評者の読後感を一つだけ述べることをお許しいただきたい。それは、賦役を負わない者が除かれているが故に、固有の困難と限界を伴わざるをえないにせよ、それにもかかわらず、一つ的方法的可能性として、たとえば本書73~75頁の「義務者一覧表」を基にしつつ、総面積605ヘクタール(『運動史』31頁)のリンバッハ村の住民構成を一定程度割り出すこともできるのではないかと、いうことである。もし、それが可能であるなら、リンバッハだけではなく、他の騎士領構成村落全般についても、そうした基礎的作業を積み重ねて、ちょうどハルトムート・ハルニッシュがBoitzenburg所領を対象として行ったように、三つの騎士領の全体的経済構造を明らかにし、その上で、靴下編業のリンバッハ、木材加工業のプルシェンシュタイン、そして、農業地域のヴィーデローダの地域的特性を浮かび上がらせることによって、「三騎士領の比較論としてのザクセン地域経済史研究」にまで進むことも、あながち不可能ではないのではあるまいか。

本書を読み終えて、研究上のこのような「夢」が、わたしの胸の中に膨らんだこともまた、一面の

事実である。だが、本書は、償却協定における「種類別・村別償却地代・一時金合計額、および、地代銀行への委託額の確定のみ」(86頁)に、その課題を厳しく限定した「世俗内的禁欲の書」である。それ故、上述の「夢」は、文字どおり、評者の「望蜀の嘆」にすぎない。このつたない書評を終えるにあたり、わたしは、「全国委員会文書」に依拠した「償却史研究」としての本書は、一分の隙もない厳密な論理展開に貫かれており、『序論』同様、他の追随と容喙を許さない「実証研究の一つの規範」にほかならぬことを、あらためて確認するとともに、併せて、実証史家としての熟成度を近年ますます深めておられる「事実の子」松尾氏のいっそうのご加餐を心から祈念して筆をおきたい。